

平成29年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース入学試験

試験問題(民事法)

(120分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて4枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙それぞれに、受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、黒色又は青色のペンを使用してください。
- 6) 下書きは答案構成用紙又は問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

民法（配点150点）

下記の【第1問】及び【第2問】に答えなさい。

【第1問】(100点)

以下の【事例1】及び【事例2】を読んで、下記の(1)から(3)に答えなさい。

〔事例1〕

Aは、かつて個人で不動産業を営んでいたが、その経営に失敗し、500万円程度の借金を抱えていた。Aは、このような状況を脱しようと考え、妻Bが婚姻前に父Cから相続していた甲土地に目をつけた。そして、平成28年4月15日、Aは、Bの実印や甲の登記済証等を無断で持ち出し、甲の売却に関する委任状を偽造した上で、Bの代理人と称して、Dとの間で、甲を代金500万円で売却する旨の契約を締結した（以下「本件契約」という。）。本件契約においては、Dが契約締結時に手付として500万円を交付すること、残代金の支払いと甲の所有権移転登記は3か月後に行われることが約定された。そして、Aは、Dから500万円の交付を受け、これを自らの債務の弁済に充てた。ところで、本件契約締結当時、Dは、Aが現在は無職であること、多額の借金を抱えていること、関係書類に記載されたBの署名の字体とAの署名の字体が同一であったこと等を認識しており、そのことに若干の不安を持っていたが、Aがかつて不動産業を営んでいたことを知っていたので、殊更にAやBに確認することなく、甲を購入する旨の契約を締結したのであった。

(1) 本件契約の締結から2か月後、Bは、【事例1】の経緯を知るに至った。平成28年7月15日、Bは、Dから、残代金を支払うので甲の所有権登記を自己に移転するよう求められた。このとき、Bは、Dからの請求を拒むことができるか。（30点）

(2) 本件契約の締結から2か月後、Aは、登山に出かけた際に、滑落事故により死亡した。その後、Bは、Aを単独で相続した。Bは、Aの遺品を整理している際に、【事例1】の経緯を知るに至った。平成28年7月15日、Bは、Dから、残代金を支払うので甲の所有権登記を自己に移転するよう求められた。このとき、Bは、Dからの請求を拒むことができるか。（30点）

〔事例2〕

〔事例1〕の事実に加えて、以下の事実があつた。

平成28年7月15日、Dは、残代金の支払いと引き換えに、甲の所有権登記を得た。その1週間後、Bは、〔事例1〕の経緯を知るに至り、Aとの間で激しい口論となつた。Bは、Aと共同生活を送ること自体に不快を感じるようになつた。そのため、Bは、甲の件についてはひとまず措くことにし、Aとの共同生活の解消に向けた準備を最優先で進めた。

他方で、平成28年9月4日、Dは、〔事例1〕の経緯を知らないEとの間で、甲を代金5500万円で売却する旨の契約を締結した。この契約においては、Eが契約締結時に手付として550万円を交付すること、残代金の支払いと甲の所有権移転登記は1か月後に行われることが約定された。

○ なお、現在は、平成28年9月22日である。

(3) Bは、甲がEへと売却されたことを知り、甲の件をこのまま放置しておくことはできないと考えた。Bは、甲の登記を自己のもとに回復することができるか。(40点)

【第2問】(50点)

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

○ 〔事例〕

平成27年3月8日、Aは、買い物をしようとB社が経営する百貨店のエスカレーターに乗った。するとエスカレーターが急停止し、そのために、Aは、転倒して大腿骨骨折の重傷を負った。

後日の調査の結果、エスカレーターが急停止した原因は保守・点検業者であるCが点検の際にチェーンのゆるみに気づいていながら放置していたためであること、また、Aが重傷を負った原因是骨粗しょう症に罹患していたことにあり、通常人であれば打撲のみで済んでいたと考えられることが判明した。なお、この事故以前、Aには骨粗しょう症に罹患していることについて自覚症状はなかつた。

【設問】

Aは、誰に対して、いかなる根拠で損害賠償を求めることができるか。想定される相手方からの反論にも言及しながら答えなさい。

民事訴訟法（配点 50 点）

民事訴訟法の次の条文について、下記の【第1問】から【第3問】に答えなさい。

※民事訴訟法第 114 条第 1 項

確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。



【第1問】(12点)

確定判決の既判力とは何かについて、簡潔に説明しなさい。

【第2問】(13点)

既判力が生ずる「主文に包含するもの」とは何を指すかについて、具体例を挙げて説明しなさい。



【第3問】(25点)

民事訴訟法第 114 条第 1 項によれば、既判力は判決主文に包含される判断にのみ生じ、判決理由中の判断には生じない。それはなぜかについて論じなさい。

平成29年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース入学試験

試験問題(刑事法)

(90分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて3枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙それぞれに、受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、黒色又は青色のペンを使用してください。
- 6) 下書きは答案構成用紙又は問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

刑法（配点100点）

以下の【事例】を読んで、甲、乙及び丙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

【事例】

テロリスト志願の甲は、現政権に対する不満を募らせていた。そこで、甲は、インターネットの電子掲示板上に、「今の政府は、腐っている。世直しのために、首相Aを亡き者にするしかない。」などと、数日間に亘って自らの主張を書き込んだ。そのうえで、甲は、「来週月曜日、空港で、外遊帰りのAを狙撃する。必ず仕留めるから、警察もせいぜい用心しろ。」と書き込んだ。首相の警備を担当する警察官Bは、書き込みが執拗に繰り返され、狙いも特定しているため、予告を本気だと考えた。そこで、Bは、Aにも予告の事実を知らせたうえで、警備担当者を増員するなどの対応をとった。しかし、甲には、狙撃のための道具も技術も無く、そもそも、予告は脅しに過ぎなかった。そのため、狙撃は実行されず、Bの対応も空振りに終わった。

他方で、甲の主張に共鳴した乙は、掲示板経由で甲と連絡を取り、甲に対して、「今回は残念でしたね。今後は私も手伝いますよ。次は、首相官邸ごとAを吹っ飛ばすというはどうですか。」などというメールを送った。甲が、詳しい計画を尋ねると、乙は、「小型無人機『ドローン』を、ご存じですよね。それに強力な爆弾を付けて、官邸に空から侵入させるんです。ドローンと爆弾は私が用意しますから、甲さんは、操縦担当をお願いします。」と応じた。

甲が計画を承諾すると、乙は、近くの家電量販店に行き、「趣味の撮影で使うので、このドローンを買いたいのだが、荷物はどのくらい積めますか。」と尋ねた。店員丙は、「既にカメラが搭載されているのに、荷物のことを聞くなんて、おかしな客だ。見た目も怪しいし、爆弾でも積んで悪用するのではないか。」と思ったが、「電気屋として、商品を買いに来た客を追い返すわけにはいかない。」と考え、求められるままに、乙にドローンを販売した。

官邸近くの公園に甲を呼び出した乙は、爆弾を積んだドローンを甲に手渡した。甲は、官邸に向けてドローンを飛び立たせたが、操縦に不慣れであったため、手前の文部科学省の敷地内に落下させてしまった。この落下の衝撃で、爆弾が爆発し、同省の職員1名が腕に加療約1週間の軽傷を負った。もっとも、その後、回収された爆弾を調べたところ、当該爆弾は殺傷力が低く、せいぜい、人に軽傷を負わせる程度であったことが分かった。しかし、見た目は物々しかったのに加え、甲及び乙も、充分な殺傷力がある強力な爆弾と信じていた。

刑事訴訟法（配点50点）

以下の【事例】を読んで、下記の【第1問】及び【第2問】に答えなさい。なお、【第1問】及び【第2問】は、相互に独立した問題とする。

【事例】

被告人X（67歳）は、〇〇月××日の未明に△△公園においてVの財布を奪ったという窃盗の罪で起訴された。なお、本件は公判前整理手続に付されていない。

検察官R1は、「犯行の目撃状況」を立証趣旨として、Xの知人であるW1の供述を録取した調書（以下「本件調書」という。）の取調べを請求した。本件調書に録取されているW1の供述は、捜査の段階で検察官R2の請求を受けて裁判官Jが実施した証人尋問におけるものである。本件調書にはW1の署名がある。本件調書には、「〇〇月××日の未明に、私が△△公園の脇を通りかかった時、Xは、公園のベンチで寝ていた男性の懐を探っていました。」という記述がある。

Xの弁護人Dは、本件調書の取調べについて「不同意。」と述べた。

【第1問】（20点）

R1は、本件調書の取調べの請求を撤回した上で、W1に対する証人尋問の実施を請求した。裁判所は、W1を証人として採用した。

証人尋問におけるW1は、R1による主尋問に対して、理由を示さずに、犯行の目撃状況に関する証言のいっさいを拒否した。

これに対して、R1は、本件調書の取調べを請求した。

この場合に裁判所が本件調書を証拠とすることは許されるか否かについて、具体的な事実を挙げて論じなさい。

【第2問】（30点）

R1は、「犯行の目撃状況」を立証趣旨として、犯行現場近くの住人であるW2に対する証人尋問の実施を請求した。裁判所は、W2を証人として採用した。

証人尋問におけるW2は、R1による主尋問に対して、「〇〇月××日の未明に、私が自宅から△△公園の方向を眺めていると、少年が公園のベンチで寝ていた男性の懐を探っていました。」と供述した。

これに対して、R1は、本件調書の取調べを請求した。

この場合に裁判所が本件調書を証拠とすることは許されるか否かについて、具体的な事実を挙げて論じなさい。

平成29年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース入学試験

試験問題(公法)

(60分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて2枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙に、受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、黒色又は青色のペンを使用してください。
- 6) 下書きは答案構成用紙又は問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

憲法（配点100点）

以下の【事例】を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

【事例】

司法書士法（下記【資料】を参照。以下「法」という。）第73条第1項は、「他の法律に別段の定めがある場合」を除き、「司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）」が法第3条第1項第1号から第5号所掲の業務を行うことを禁止している。Aは、司法書士会に入会している司法書士でないにもかかわらず、計17回にわたり、P地方法務局C支局ほか3か所において、有限会社甲商事代表取締役Bほか15名の各嘱託を受け、「登記又は供託に関する手続について代理する」業務（法第3条第1項第1号）を行った（なお、それらの業務のいずれも、「他の法律に別段の定めがある場合」には当たらないものとする。）。このため、Aは、法第78条第1項所定の罪で起訴されたが、当該刑事裁判において、同人は、法第73条第1項及び第78条第1項が憲法に違反し無効である旨主張している。

【設問】Aの上記主張について論じなさい。

【資料】司法書士法（昭和25年5月22日法律第197号、最終改正平成26年6月27日法律第91号）

第3条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 登記又は供託に関する手続について代理すること。

二～八 （略）

2～8 （略）

第73条 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2～5 （略）

第78条 第73条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 （略）